

東京都環境審議会環境確保条例改正特別部会（第2回）

平成19年12月3日（月）

第二本庁舎31階 特別会議室21

午後 6 時 0 0 分開会

山下課長 ただいまから第 2 回環境確保条例改正特別部会を開会させていただきます。

初めに本日の出席状況でございますが、現在の状況で、特別部会の委員総数 26 名の過半に達しておりますので、この会議は正式に成立しております。ご報告申し上げます。着席して進めさせていただきます。

本日の特別部会の資料でございますが、次第がございまして、資料ということで、「中間のまとめ」の案を配付させていただいております。後ろのほうに参考資料がとじ込みになってございます。その下に参考資料 1「都の気候変動対策の概要」がございまして、その下に参考資料 2 から 5 までございます。ご確認いただければと存じます。

これからの議事につきましては小早川部会長にお願いしたいと存じます。よろしく願いいたします。

小早川部会長 それでは皆様よろしく願いいたします。早速ですが、「環境確保条例の改正について（中間のまとめ）（案）」の審議に入らせていただきます。事務局から資料の説明をお願いします。

小沼副参事 環境政策担当副参事の小沼でございます。どうぞよろしくお願いいたします。事務局より資料の説明をさせていただきます。座って失礼いたします。

お手元の資料、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（環境確保条例）の改正について（中間のまとめ）（案）」をご用意させていただいております。

まず初めに、審議のこれまでの経緯をご説明させていただきたいと思っております。資料の一番後ろのページになります。「東京都環境審議会における検討経過」ということでまとめさせていただきます。

本年 5 月 31 日に、都知事から環境審議会に対しまして、環境確保条例の改正について諮問があったところでございます。諮問書諮問第 23 号につきましては、お手元資料の参考資料 3、4 ということで添付させていただいております。

諮問理由につきましては、気候変動の危機など人類・生物の生存基盤を脅かす問題、健康で安全な生活環境に支障を及ぼす問題等に適切に対応し、これまで以上に環境への負荷を低減するには都民の健康と安全を確保する環境に関する条例を定める関係規程を改める必要があるということでございます。

同日、審議会に環境確保条例改正特別部会が設置され、8 月 2 日には第 1 回条例改正特別部会を開催したところでございます。10 月以降、分科会を本日まで 4 回開催いたしまし

て、個別の検討事項について、案についてご審議いただいたところでございます。環境審議会の環境確保条例改正特別部会、分科会におきましてのこれまでいただきましたご審議の内容を「中間のまとめ」という形で今回まとめさせていただいております。

資料に戻っていただきまして、1枚めくっていただきますと目次がございます。全体構成ということから、目次をごらんいただきたいと思っております。

第1としまして、今回の環境確保条例の改正に関する諮問及び審議の経緯をまとめてございます。第2といたしまして、東京が気候変動対策に取り組む意義あるいは条例改正検討の視点といった、今回の条例改正全般にかかわります理念的なところを記述いたしております。第3では、都内の温暖化ガス排出量の動向、あるいは東京の地域特性を踏まえた業務、産業、家庭、運輸、各部門の制度構築のあり方をまとめさせていただいております。第4、新たに規定する事項の内容でございますが、これまでの4回にわたります分科会でご審議いただいた個別項目、1の地球温暖化対策計画書制度の強化、7の小規模燃焼機器におけるCO₂削減対策、各項目を載せているところでございます。第5といたしまして、対策を推し進めるに当たっての国や他の自治体との連携、制度の検証と見直し、今後、気候変動対策のさらなる展開に向けての取組をまとめてございます。

以上が「中間のまとめ」の全体構成でございます。

中身につきまして説明をさせていただきます。1ページをごらんいただきたいと思っております。

第1の「今回の環境確保条例改正に関する諮問及び審議の経緯」でございます。

前半部分では、これまでの環境審議会における環境基本計画の改定のあり方の審議及び今回の条例改正の諮問、条例改正特別部会あるいは同分科会でのご審議の検討の過程を記述しているところでございます。

1ページ下から二つ目の段落のところですが、条例改正の検討項目につきましては、気候変動対策を特に喫緊の課題といたしまして、現時点で早急に現行制度の強化を行わなければいけない、そして実効性ある対策を講じなければいけない、そういうところについて中心に検討を行ったところでございます。

検討に当たりましては、気候変動対策方針に関しまして、ステークホルダーミーティングを別の場で開催しておりますが、そちらの場でいただいたさまざまなご意見についても、検討の参考として随時審議会にご報告させていただいたところでございます。

最後の段落になお書きで記載してございますが、今回検討いたしました分野、項目以外につきましても、今後、基本計画のあり方の最終のまとめに向けた審議を踏まえまして検

討していく必要があるとしております。

2 ページをお開きいただきたいと思います。「東京が気候変動対策に取り組む意義」でございます。

本年2月から5月にかけての IPCC 作業部会報告、さらには11月にまとめられました統合報告書を踏まえた記述をさせていただいているところでございます。

2 行目でございますが、現実には気候システムに温暖化が起こっていることを断定するとともに、さらには温暖化のスピードは加速している、地球規模の気候危機が現実に進んでいることはもはや疑いようがないということで記述してございます。

気候危機は異常気象、食糧生産、飲料水あるいは居住地等、世界じゅうの人々にとって、生活の基盤となるすべてのものを脅かす、人類の直面する最も深刻な環境問題であるとしております。この気候変動をもたらしたものは、人類が化石燃料を消費することに起因する、二酸化炭素をはじめとした温暖化ガスの増加だとしております。

こうした気候変動の危機に対しまして、これから10年間におけますわれわれの行動が、地球の環境を次の世代に残せるかどうか、そういった分岐点だとしまして、直ちに温暖化ガス排出総量の大幅な削減に向けた行動を開始しなければいけないという認識を示しているところでございます。

こうした認識のもと、東京が率先して気候変動対策を強化する意義を三つお示ししているところでございます。

第1としまして、気候変動のもたらす脅威から、都民の生命、財産、健康を守るとともに、東京自身の持続可能な発展を可能とするところであるとしております。

地球規模での気候危機は、東京における社会経済活動の基盤そのものに対する脅威にもなっているということでございまして、東京が直面する最大の脅威であるということで、気候変動対策への取組を強化する必要があるとまとめております。

第2でございますが、東京においてエネルギーを必要最小限しか使わず、しかも、豊かで快適な都市生活を送ることのできる低炭素型社会をいち早く実現して、それを新たな都市モデルとして世界に発進することだとしております。先進国の大都市こそが、大幅なCO2の削減を可能とする低炭素型社会への移行を先導しなければならないとしております。

3 ページでございます。第3の意義として、実効性のある具体的な対策を示せない国にかわって先駆的な施策を実現し、わが国の気候変動対策の行き詰まり状態を打開するとまとめさせていただいております。東京はこれまでも工場公害あるいは自動車公害の分野で先

駆的な施策を実現し、わが国の環境政策を牽引してきた。気候変動対策の分野におきましても、現在の閉塞状況を、東京の取組によって突破することが必要とまとめさせていただいております。

2 としまして、都の気候変動対策における今回の条例改正検討の視点をまとめてごさいます。こちらも3点にまとめさせていただいております。

第1 としまして、環境確保条例の改正による新たな制度の構築、これはさまざまな事業の構築、企業、NGO 等との連携におきまして、総合的な気候変動対策の推進の一環として位置づけられる必要があるとしております。

4 ページをお開きいただきたいと思います。第1 に関連しまして、気候変動対策には単一の特効薬はないということから、条例改正による新たな制度の構築は、都の持てるあらゆる方策を総動員するとしております。

第2 の点でございますが、都が環境確保条例に、初めて地球温暖化対策に関する制度を規定した2000年以降現在までの経験を踏まえるとともに、気候変動危機の深刻化に対応した制度の構築が必要だとしております。気候変動の危機の深刻化によりまして、対象とする範囲の広さあるいは制度の実効性の担保等、これまで以上にさらに踏み込んだ検討が必要としております。

第3 でございますが、環境確保条例において規定すべき内容に関しましては、今回の「中間のまとめ」で具体的に提起した内容に限られるべきではないとしております。今後もさらに検討を重ねまして、あらゆる分野について制度化すべき施策を検討していくとしております。

5 ページでございます。都が気候変動対策を構築するに当たっての基本的考え方を示しております。

前文でございますが、東京がより少ないエネルギーの利用で快適な生活が送れるような都市へと転換を進めるためには、何より現在のエネルギー需要のあり方そのものを見直し、ライフスタイル、都市づくり、建築、そういったあり方も含めた社会システムの変革をしていくことが重要としております。その第一歩としまして、省エネ技術の全面活用、再生可能エネルギーの利用を進めて、都市を構成する各部門が、都市活動に起因するCO2などの総排出量を確実に削減していくことが必要としております。

1 としまして、都内の温暖化ガス排出量の動向でございます。表によりお示ししております。これまでも環境審議会にご提示させていただいた表になってございますが、都内の

CO2 排出量を 1990 年度比でごらんいただきますと、2005 年度の段階では 7.4%の増、部門別で見ますと、業務部門では 33%、家庭部門では 15%の増加となっております。この二つにつきましては全国平均を大きく上回る増加を示しているところでございます。

2 としまして、東京の地域特性を踏まえた制度の構築のあり方でございます。

まず CO2 ですが、都市活動、都市生活、そういったあらゆる局面でエネルギーの消費に伴って発生することから、産業、業務、家庭、運輸、あらゆる分野において、大企業、中小企業、家庭、官公庁、あらゆる主体が、それぞれの役割と責任において CO2 削減に取り組むことが不可欠であるとしております。都市機能が高度に集積している東京におきましては、高密度にエネルギーが利用されている反面、一方で省エネルギーに向けたポテンシャルも大きいとまとめてございます。CO2 排出削減を確実に実現していくためには、東京の CO2 排出実態、削減ポテンシャルを十分に踏まえた上で対策を講じることが重要としております。

6 ページでは、業務・産業部門、家庭部門、運輸部門それぞれごとに都内における CO2 の排出状況、その比率、東京の特徴を捉えましたが制度構築のあり方を示しているところでございます。

7 ページからが、個別の新たに規定する事項の内容となっております。新たに規定する事項のまとめ方でございますが、これまでの 4 度の分科会における、それぞれの事項につきましてのご審議の際に私どもで提示させていただいた資料、あるいは先生方のご議論を踏まえまして「中間のまとめ」としてまとめさせていただいたものでございます。それぞれの事項ごとに、例えば制度強化の必要性と背景とか、制度設計の基本的考え方あるいは制度強化の方向性を示したものとさせていただいております。また、可能な限り制度の概略図なども盛り込ませていただいているところでございます。

4 回の分科会におけますご審議の中で、それぞれの個別の制度に関しまして、先生方からさまざまな意見をいただいているところでございます。いただいた意見につきましては、制度強化の方向性の中で取り入れているもの、あるいは、例えば今後の検討課題などにつきましては、それぞれ個別事項の末尾のところにもその他意見として記述させていただいているところでございます。そのような構成とさせていただいております。

本日、個別事項の説明でございますが、本来ですと、改めてすべての事項についてご説明するところでございますが、すでに分科会でご審議いただいていること、また、自動車関係、CO2 削減対策を一つにまとめたとしても、全体で 7 項目とボリュームもあるこ

とから、本日は審議時間の関係で、個別事項の説明は省略させていただきます。先生方には資料を事前に送付させていただいておりますので、ご意見、ご質問等ありましたら、後ほどのご審議の中で合わせて承りたいと思います。

本日、個別事項として、「地球温暖化対策計画書制度の強化」について、ご説明させていただきます。

7ページに「制度強化の必要性と背景」、9ページから「制度設計の基本的な考え方」、10ページからが、対象事業所、計画期間、義務の内容等を示しているところでございます。

14ページで記載しております「制度イメージ(制度フロー図)」、こちらのほう参考資料1として添付させていただいておりますが、これまで分科会でご説明させていただきました資料あるいは質疑の中で、口頭で説明させていただいた内容をまとめさせていただいたものですが、担当から説明させていただきます。

棚田副参事 環境政策部の棚田でございます。私から、制度フロー、イメージにつきましてご説明申し上げます。座って恐縮でございます。

とじ込みの参考資料1「地球温暖化対策計画書制度の強化」をごらんください。制度フローのイメージを簡単に示したものでございます。東京都と対象事業所それぞれにどういうことをやるかという流れを書きました。

都でございますが、対象事業所の削減義務水準を設定していくことが一つ、もう一つは地球温暖化対策指針など各種ガイドライン、例えば計画書の策定指針とか、排出量・削減量の算定検証のマニュアルとか、トップレベル事業所の認定のガイドライン等、こういうものの各種ガイドラインを策定してまいりたい、三つ目でございますが、削減対策の事例集、こうすれば効果的に削減ができますよというメニュー集のようなものを作成してまいりたいと考えております。

これらを踏まえまして、対象事業所が何をやるかというところでございますが、計画期間内に行う削減対策計画書を作成いただくこととなります。例えばここには、基準排出量とか、義務履行へ向けた対策と実行計画を書いていただくということでございます。これを都に提出するとともに、みずから公表することを考えております。

これを受けた都はどうするかということでございますが、まず一つは基準排出量等を確定する、確定した上で登録することとなります。都の流れの下に行きますが、トップレベル事業所の認定フローがありますが、別途事業所から申請を受けまして、トップレベルであるという認定があった場合には認定を行うということでございます。これは計画策定前

あるいは期間中、いずれもできるものと考えてございます。さらに、いただいた計画内容について確認した上ですが、助言あるいは公表を行うことを考えてございます。

事業所は、みずからが立てた計画書に基づきまして、削減義務の履行に向けた対策をやっていただく。一つとして、みずからの事業所で削減対策を実施する、あるいは他社で実施した削減量を取引で取得することになるんですが、この進捗状況を毎年度、温暖化ガス排出量あるいは削減義務の履行状況、対策の実施状況等々につきまして進捗状況報告書をつくっていただきまして、これもみずから公表いただくということでございます。

つくっていただきました進捗状況報告書でございますが、これも都に提出していただきまして、都が、これに対しても進捗状況の確認、助言あるいは公表を行ってまいりたい、これを受けて排出量の登録をしていきたいと考えております。

進捗状況によりまして毎年の義務履行の状況がわかるんですが、計画期間終了後、結果の報告書を考えております。具体的に温暖化ガス排出量、削減義務履行状況、対策の実施状況などなど、こういうものを想定しておりますが、これをつくっていただきまして公表してもらおう、これを都に提出してもらおうということでございます。

この提出を受けまして、毎年の進捗状況で、大体の状況はわかっているんですが、最終年度はどうなったか、これはわからない関係で、最終年度の状況を踏まえた達成状況を確認させてもらおうかと考えてございます。これをもって義務履行が達成できたかどうかという判断になると考えてございます。

右上は、これまでにご審議いただいた内容を簡単にまとめたものでございます。後でらんいただければと思っております。

温暖化ガス排出量（年間）の報告フロー、トップレベル事業所の認定フローでございます。

排出量の報告フローでございますが、排出量と削減量の検証を行う第三者機関をどうやって決めるかというガイドラインを、専門家等の意見を踏まえて作成したいと考えております。これを公表しまして、第三者機関の申請を受けて、審査を行い、公表していくこととなります。排出量の算定につきましても、このような形で第三者機関の確認を受けた上で、毎年の排出量を確定していきたいというイメージでおります。

トップレベルの事業所の認定フローもほぼ同様でございますが、第三者機関の認定のガイドラインをつくった上で、第三者機関から申請を受ける、それを審査し公表していくということでございます。

削減義務の履行のイメージでございます。

基準の排出量がまずございまして、削減義務量の算出は、基準排出量に対して削減義務水準を乗じて行います。これをどう達成するのかというと、 としまして、みずからの事業所で削減対策を実施する、 としまして、他者が実施した削減対策による削減量を取得していくという二つの方法がありますということを改めて整理させていただきました。

私からは以上でございます。

小沼副参事 引き続き説明させていただきます。

本文に戻らせていただきます。14 ページ、15 ページをお開きいただきたいと思います。

14 ページですが、先ほど申しましたとおり、先生方からいただいた意見につきまして、その他意見ということで、末尾にそれぞれの事項でまとめさせていただいているところでございます。15 ページでございます。中小規模事業所の地球温暖化対策推進制度をまとめさせていただいております。

18 ページは、大規模開発の際に、地域におけるエネルギーの有効利用を図って、低 CO2 型都市づくりを推進する。仮称でございますが、地域におけるエネルギーの有効利用に関する計画制度の記述でございます。26 ページからが建築物環境計画書制度となっております。

32 ページをお開きいただきたいと思います。家庭用電気機器等にかかる CO2 削減対策でございます。この分野につきましては、第 3 回分科会におきましてご審議いただいた事項でございます。

分科会におきましては、一つは家電、給湯、コンロ、暖房器、そういったものにつきまして、都民が省エネ製品の設置に努める義務の規定の新設、電気式給湯器に関しまして、情報提供義務を新設するというところでご説明させていただいたところでございます。

その際、先生方から、省エネという観点に加えまして、太陽エネルギーの活用等のご意見をいただいたところでございます。その後、私どもとしましても検討を加えまして、本日のまとめといたしましては、少し制度の内容を加えたものにさせていただいております。

「制度強化の必要性」ア「家庭用電気機器等の省エネ対策の推進」でございますが、家庭における CO2 排出の抑制手法としまして、太陽エネルギーを活用した機器の導入が非常に有効という記述をさせていただいております。

33 ページ、「給湯器の省エネ対策の推進」におきましても、機器の市場動向などを踏まえまして、太陽熱を利用した給湯器などの選択を促す対応を図るべきという記述を加えさせ

ていただいております。

(4)の制度強化の方向性につきましても、家庭用電気機器等の設置の義務、家庭用電気機器等にかかる知事の情報提供努力義務、両方に、太陽光、再生可能エネルギー利用を加えているところでございます。

以上、前回の分科会からの変更点をご説明させていただきました。

34 ページからが自動車関連の、本日の分科会、前々回の分科会におけます自動車関連事項につきましてまとめさせていただきます。

41 ページに、自動車関連の(5)としまして、自動車環境管理計画書制度の拡充を載せてございます。本日の分科会でご審議いただいたものでございます。

「中間のまとめ」におきましては、現在の段階におきましては、先ほど出しました資料に基づきまして記述もさせていただきますが、本日、分科会でいただきました議論を踏まえまして、修正すべき点等、改めて記述の見直しをさせていただきたいと思っております。

46 ページからが、小規模燃焼機器等における CO2 削減対策、省エネボイラー等の普及拡大でございます。

以上が制度強化の個別事項となっております。

48 ページをお開きいただきたいと思います。第 5 としまして「今後の気候変動対策の展開に向けて」でございます。

国や他の自治体との連携でございますけれども、温暖化ガス排出の総量削減といった取組は全国あらゆる地域での実施が求められるということで、国の取組が不十分な中、都は率先して気候変動対策の強化を図っているところでございます。今後、国の対策を推し進めるためにも、他の自治体との連携強化などによりまして、都の取組が広がることを期待しているとしております。

また、国に対しましては、今後も CO2 削減対策の強化を要求していくとともに、国が削減義務や排出量取引制度を導入する際には、制度の整合性を図るため必要な調整を図るべきとしております。

2 の「制度の検証と見直し」でございますが、今回、制度改正として検討しているものにつきましては、適切な時期に CO2 削減の効果を、数量的な評価を含めて制度の検証を行いたいと考えております。その結果を踏まえ必要な見直しを行うべきとしております。

最後の「気候変動対策の更なる展開」でございますが、今回の条例化に加えまして、例えば支援する仕組み、経済的手法の活用、効果的な情報提供など、さまざまな施策を複合的

に実施することが重要だとしております。今後、さまざまな施策の具体化によりまして、大幅な CO2 削減を実現していく必要があるとまとめてございます。

先ほど説明させていただきました参考資料 1、参考資料 2 としまして、建築物環境計画書制度の強化についての、これまでご提示申し上げた関係資料、参考資料 3 では、家庭用電気機器等にかかる CO2 削減対策の関係資料としましてさまざまなグラフ、参考資料 4、5 としましては、自動車関連としましてエコドライブとか、バイオガソリン等の燃料関係の参考資料をつけてございます。

以上が「中間のまとめ(案)」の内容でございます。

さらに本日、今ご説明差し上げました「中間のまとめ」とは別に、参考資料 1 としまして「都の気候変動対策の概要」がございまして。

こちらの資料につきましては、今回の条例改正による制度強化による施策展開及び、条例による手法以外に施策展開をしているものと合わせまして、都の気候変動対策全体のイメージをつかんでいただくために資料として作成させていただいたものでございます。

資料の左上に「都の CO2 排出量の推移」ということで、1990 年、2000 年、2005 年度のそれぞれ部門ごとの排出状況を示してございます。左下に、これまでの都の、気候変動対策の主な取組と課題ということでもまとめさせていただいております。

これまでの主な取組では、業務・産業のところでは、例えば地球温暖化対策計画書制度あるいは建築物環境計画書制度などを展開しているところでございます。家庭部門におきましては、これまでは家電の省エネラベリング制度の展開とか、運輸におきましては自動車環境管理計画書制度などを展開してきたところでございます。

これに対しまして、今回の環境基本計画の改定、今般の条例改正など、新たな施策展開による気候変動対策を、右側の大きな表で示しているところでございます。

気候変動対策の基本的考え方としまして、気候変動対策方針からの抜き書きでございますが、記載してございます。気候変動対策に単一の特効薬はなくて、大企業、中小企業、家庭それぞれが役割と責任に応じて CO2 を削減する仕組みをつくるとしておりまして、その考え方のもと、下の表にごらんいただくような各部門ごと、各対策ごとの施策展開をしていくとしております。

例えば産業・業務部門では、事業活動における対策としまして、大規模対策、中小規模対策と分けて、それぞれの対策ごとに記載してございます。

施策のあり方、方向性のところで、 と と 2 種類ございますが、 につきましては、今

回の環境審議会における条例改正のご審議いただいている審議事項を記載してございます。例えば地球温暖化対策計画書制度の強化ということで、温暖化ガス排出総量削減義務と排出量取引制度の導入ということでございます。中小規模につきましては、中小規模事業所の地球温暖化対策推進制度、あるいは小規模燃焼機器における CO2 削減対策を条例改正で検討するとともに、条例以外の手法としまして、温暖化対策推進ネットワーク等の活用による支援、あるいは環境 CBO の創設、こういったもので展開しているということでございます。以下、それぞれ家庭部門、運輸部門、それぞれ部門ごと、対策ごとに、気候変動対策の主な取組をまとめさせていただいているところでございます。

以上、事務局から本日ご用意させていただきました資料の説明を終わります。

小早川部会長 どうもありがとうございました。内容が多岐にわたりますので、個別の内容に関しては、それぞれ順番に後でご発言いただくことにして、それ以外、全体の構成、総論的な記述の部分について、第 4 の個別の内容以外について、ご発言があれば伺いたいと思います。

岸委員 枠組みがわからないので教えてください。気候変動対策という場合、普通は気候変動に対抗して温暖化ガスを削減するという代替策とアダプテーション、今すぐとめても、IPCC の予想でいえば、どんどん変動は進むことになっていますので、防災大綱と二本柱にするのが国際的な常識かと思いますが、東京都においては言葉づかいをどうされているかを知りたい。

削減ガスも、現在の議論では、CO2 そのものにフォーカシングすることが妥当だと私は思いますが、中長期的には NO とかメタンということになると、例えば農業問題とか下水処理場の問題とか、ほかの問題もかなり大きな比重を占めてござるを得ないわけで、そのあたりの整理がどうなっているのか、全体の図がちょっと見えない。

今、国の治水の関連の、気候変動に対応した治水施策をどうするかという委員会にいまして、全体のまとめの中間報告を終わったところですが、河川の堤防をどうしようかというようなことではだめだろうというので、**＝有機＝**全体で対応するというかなりシェアのでかい報告が出てくるんですが、東京の場合には、例えば荒川の問題とか、多摩川の問題とか神田川、特に荒川はこの前、台風で非常にきわどいことになったわけで、都市計画の枠組みから防災というか減災を、気候変動のもたらす危機に対して積極的にやっていかないといけないようなときでもあるわけで、総合的な絵柄が東京都においてどうなっているのか。気候変動対策と言った場合には、そういうことが全部入るんじゃないかという気が

していますので、言葉の整理、概念枠の整理、枠組みの整理を教えてください。

小沼副参事 まず気候変動対策ということで、適応策というのはどうなんだということだと思いますが、今回、環境確保条例の改正ということで、私ども環境局が所管しております条例の分野で規定している対策の制度強化あるいは制度の新設ということで、まず一つの区切りがあろうかと思っております。

適応策につきましても重要な問題ですので、東京都全体として対応していかなければいけない分野でございますが、まず初めに、気候変動の危機をもたらしている、それがCO₂の排出であったり、その他温室効果ガスだったりしますので、そちらの排出を少なくする、総量の削減をするといったところが、環境局としての対策の出発点と思っております。

東京都全体で見ますと、建設局とか港湾局とか、ほかの部署と合わせまして適応策の問題をやっていかなければいけないと考えております。

岸委員 そういうことであろうというのは十分に理解しているんですけど、言葉づかいとして、都において、例えば気候変動対策と言った場合に、CO₂削減というふうに限定した、フォーカシングした意味で使うということによろしいかということを知っているんです。

大野部長 今回、条例改正の検討をしていただいているわけですが、別途、環境審議会では、環境基本計画の改定でもご審議をいただいています。「中間のまとめ」を5月にお出しいただいたわけですが、その中では、気候変動対策の家庭用の中に適応策も入っておりますし、CO₂削減以外のその他ガスの削減についても入っておりますので、都庁にいても、気候変動対策は適応策も入りますし、緩和策の中では、CO₂以外の対策も含むという理解でございます。

岸委員 状況はほとんど理解しているんですが、ここで使う用語が都の気候変動対策の概要なのか、都の気候変動対策に対応したCO₂削減対策の概要なのか、細かいことですが、これしか見ない人も世の中にはいるわけだから、そのあたりのマップが欲しいなあということなんです。

小早川部会長 気候変動対策という言葉、特に定義なしに使っているけれども、それでは誤解を招くおそれがあるのではないかとすることはごもっともだと思いますので、ちょっとお考えいただければと思います。

さっきご指摘があった、CO₂以外についてはどうなんですか。

大野部長 先ほどそれも一緒にお答えしたつもりだったんですが、東京都の気候変動対

策の中には、適応策の中には CO2 以外も含まれます。ただ、条例で規定するマターとしてはここに出ておりませんので、誤解のないように、総論のところに記述を加えればと思います。

原沢委員 国との関係と、地方自治体との関係の確認ですが、国の対策があまりうまくいっていないので、東京都が率先して、こういった形で温暖化対策を進めるという話は賛成ではあるんですが、国レベルの話は、例えば排出量取引も、第 1 約束期間はちょっと無理でも、そのうちたぶん入ってくるといったときに、都独自の仕組みをつくったときに、これとの整合性については今後の課題ということではあるんですが、そういう意味で、国とのかなり密な意見交換等が必要になってくるのではないかと思います。

そういう意味で、最後のほうには、国のほうに働きかけていくということとか、地方自治体についても働きかけていくということがあったときに、具体的な仕組みみたいなものがあるのかどうか。

東京都のやったことは、波及効果は非常にあると思うんですが、そういう意味で、国への波及効果と、自治体への波及効果あるいは他の都道府県への波及効果とあると思いますが、今の段階で仕組み的なものがあるのかどうかというのを確認だけさせていただきたいと思います。

小沼副参事 仕組みという意味では、都としましてはさまざまな、国に対する制度改正の要求とか、そういったものがありますので、そういうところで、そもそも温暖化ガス排出量の総量削減、これは国全体で取り組むべき問題だと思っておりますので、国でもやってくれと要望してまいりたいと思っております。

各自治体との連携という意味では、例えば一つとしては、首都圏の 8 都県市で、それぞれ施策についての意見交換とか、連合した取組をやっておりますので、そういったものも活用できるとは思っておりますし、そのほか、今回の気候変動対策につきましては、日本じゅうの自治体あるいは世界からいろいろな問い合わせとか励ましもいただいておりますので、そちらのほうと連携も進めていきたいと考えております。

小早川部会長 8 都県市と現に連携なり情報交換なりあるんですか。

山下課長 8 都県市に関しましては、いままでも環境部会という特別な検討組織がございまして、いろいろな自治体と取組のやりとりをしています。

具体的には 11 月 12 日にも首都圏連合サミットというか、フォーラムという形で、国連大学のヤスイ先生をお呼びして、8 都県市の首脳及び 4 都県の商工会議所のトップをお招き

して議論をするという取組でございます。

過去、ディーゼル車の規制の問題に関しましても、東京都のほうでモデルをつくりまして 8 都県市に拡大していったという実績もございますので、今回も東京のほうでモデルをつくって首都圏全体に広げていきたいと考えております。

富田委員 二つ質問があります。一つは、東京都さんのこういう審議会での報告書の取りまとめの手段として、細かい議論をする前提としてどういうふうに理解したらいいかということです。今回の中間取りまとめの案ですが、どういう手順を経て「案」が取れるような格好になるのかということをお教えください。

もう一つは、1 ページの後ろにあって、先ほどもご説明がありましたが、気候変動対策の方針に関してステークホルダーミーティングをされているということで、その意見も参考にしていますということですが、そういうことであるならば、環境審議会ではありませんが、資料の最後に、審議会とは別にステークホルダーミーティングを、こういうときにこういうことをやったというのも入れられたらよろしいのではないかと思います。

小沼副参事 前半部分の質問のところでございますが、本日、条例改正特別部会に、まとめの案というふうにお示しさせていただいております。本日の審議を踏まえまして、部会長ともご相談しながら、次回、環境審議会の総会を開催させていただいて、環境審議会としての「中間のまとめ」という形でまとめていただければと思っております。

「中間のまとめ」として、環境審議会としてまとめていただいたものにつきましては、次回の総会におきまして知事あてに報告いただく手順になってございます。

「中間のまとめ」として、次回総会でご報告いただくわけですが、それを一たん、審議会と離れまして都民の意見募集、パブリックコメントの募集をかけます。そこでの意見募集も踏まえまして再度、この審議会の場でご審議いただいて、最終まとめとして取りまとめていただく手順になるかと思っております。

ステークホルダーミーティングにつきましてですが、私ども確かに、気候変動対策方針の一つの議論の場として、ステークホルダーミーティングで、制度の説明あるいは意見交換、施策の構築等をしているわけでございますが、それと、今回の審議会そのもののアウトプットという意味では同じだと思っておりますので、それぞれ審議の過程や経過はお互いにご報告させていただいているところでございますが、報告書の形で、この場でステークホルダーの内容を入れるのはちょっと違うのかなと思っております。

富田委員 一つ目の報告書の取りまとめに関しては、今理解したところだと、パブコ

メを経た後、「中間の」というのがなくなる理解でよろしいでしょうか。最終報告ということになるのでしょうか。

ステークホルダーについては、ステークホルダーミーティングでこういうことがありましたという議論の詳細を書いてくださいというよりも、開催記録は載せてもよろしいのではないかなと思います。

小沼副参事 開催記録ということであれば、もう一方の場でも検討しているということで、記述のほうは可能だと思っております。

「中間のまとめ」という言葉が取れる時期ということであれば、後ほどご案内も差し上げますが、次回 12 月 21 日に総会を開催して、そこで「中間のまとめ」をご報告いただきますが、その後、「中間のまとめ」としてパブリックコメントをとります。パブリックコメントが集約されて再度、環境審議会の方でご審議いただいて、そこでのまとめがされたときが、「中間のまとめ」という言葉が取れて、最終のまとめになるということでございます。

富田委員 時期的にはいつごろを考えられていますか。

小沼副参事 最終でしょうか。

富田委員 はい。

小沼副参事 私どもの今の予定でございますが、12 月 21 日に環境審議会の総会の開催を予定しております、そこが「中間のまとめ」となります。その後、できる限り都民の意見をいただくということでパブリックコメントをやりまして、予定としましては年度内に審議会での最終のまとめ、そして、行政計画としての環境基本計画の策定を年度内にしたいと思っております。

小早川部会長 私も十分頭に入っていなかったんですが、パブコメが済んで、条例特別部会に戻ってくるんですか。それとも審議会に戻るんですか。

小沼副参事 すみません。私、行政計画と条例改正とごっちゃになってしまいました。訂正いたします。

基本計画の策定を年度内にやると言いました。それはまた別途違う場で議論している内容でございます、失礼いたしました。

条例改正という意味では、今回のご審議を踏まえまして 12 月 21 日、総会を開いて「中間のまとめ」をまとめていただきます。それをパブリックコメントにかけまして、1 月以降、パブリックコメントがまとまった段階で特別部会なり開いてご審議いただきます。3 月末までに条例改正の答申を、環境審議会から私どもにいただきたいと思っております。それを

踏まえまして、気候変動対策方針でもお示ししておりますが、平成 20 年度中に条例改正をいたしたいと予定しております。

末吉委員 排出権取引制度のところを教えてほしいんですが。

小早川部会長 総論的なところで何かありましたら。

内山委員 参考資料 4 の諮問の主な検討事項を見ますと、七つ並んでいますが、市街地における豊かな緑の創出とか、水循環の再生とうるおいのある水辺環境の回復というのがあるんですが、この二つに関して、あまりいままで議論してきた記憶がないんですが、緑の創出に関しては、建築環境計画を中小にまで広げて、そこで緑を創出するのかなというのがあったんですが、水循環の再生とうるおいのある水辺環境の回復というのはいままであまり議論した記憶がないんですが、これはどこら辺に、中間取りまとめでは入っているのか教えていただきたいと思います。

小沼副参事 参考資料 3 の諮問書、参考資料 4 の諮問の趣旨でございます。当環境審議会に都知事から諮問をいただきました時期が 5 月の末ということで、この段階におきましては、参考資料 4 にあります諮問趣旨のとおり、環境確保条例が対象としております主な検討事項の、気候変動の危機回避から、水循環、熱環境も含めまして、環境確保条例全般の改正ということで、すべて網羅した形で諮問をしているところでございます。

その中で、先ほどの 1 ページでございますが、全般で諮問させていただいたところがございますが、条例改正の検討としましては、気候変動対策が喫緊の課題だということで、個別事項の検討の段階では、気候変動対策を中心に検討させていただいたところがございます。

気候変動対策方針以外の分野、気候変動対策のほかの項目につきましてももちろん検討すべきということで、さまざまな議論の中、あるいは基本計画の議論も踏まえまして、もちろんそれらも今後、検討の材料には挙がってくると思っております。

内山委員 今回は、1 ページに書いてあるように、気候変動を主に検討して答申するというところでよろしいんですね。

小沼副参事 そのとおりでございます。

内山委員 わかりました。

小早川部会長 今回は、ということの意味も問題ですが、今回のこれが一段落したところで、ほかの項目についてもどうするのかということは、どうなのかな、審議会として考えなければいけないということですかね。

小沼副参事 「中間のまとめ」の1ページにありますように、気候変動対策を中心に議論していただくということで、これを取りまとめていただいて、都としてもこれを受け取るということだと思っております。今後、環境基本計画の改定の議論等、そちらのほうでも新たな分野での改定の必要があれば改めて議論していただこうと思っております。

小早川部会長 諮問されたことに対して、どうなったかわからないということにはならないようにしたいと思いますが、差し当たりはそういうことだと理解したいと思えます。

牛島委員 第3あたりになるかと思いますが、基本的な考え方というところの中身をもうちよっと盛り込んだほうがいいんじゃないかと感じます。排出動向と構築のあり方で、具体的には業務部門、産業部門、家庭部門、運輸部門とまとめていらっしゃると思いますが、もうちょっと情報提供を流通させるんだというような項目とか、いろいろ移り変わりをするわけですが、その過程で、まだ使えるものを捨てていくこともやむを得ず出てくるわけですが、リサイクルなり、そういう意味では、トータルとしてのCO₂削減をしましょうと。

例えば、大規模な新築建築物が多いのが特徴であるというのが、産業部門の下から3行目に書いてありますが、新築が多いということは、壊しているものも多いと思うんですが、そういうところがこの中にどう反映されているのかわからないので、そういうものにも配慮するみたいな、今どうしているんですかね、建物が壊されたものは、排出としてはどこが、例えば解体事業者の排出になるのか、捨てることによって出てくる、燃やすとしたら、そこでCO₂が出るんでしょうけど、その辺のことが見えないので、どんどん新しく建てましょうということだけでは見落とされてしまって、よくなっているはずが実はふえていたというようなことにならないような配慮を、基本的考え方の中に入れていただけるといいかなと思います。

情報提供のほうは個別にもいろいろ書いてあると思いますが、それもここで前出ししておいたらいいんじゃないかと思えます。

小沼副参事 今回の「中間のまとめ」の冊子のまとめ方でございますが、7ページ以降に、新たに規定する事項の内容及びありまして、地球温暖化対策計画書制度の強化から始まって、個別事項の条例改正事項が入っているところでございます。

その前提としまして、東京都内の温暖化ガスの排出動向がどうなんだ、あるいは各部門における排出動向、東京の特性という、特徴を捉えた対策はどうあるべきかを記載しているので、条例改正の分野に絞って、それぞれの部門別の特徴を記載したつもりでございます。

す。

牛島委員からご指摘がありましたような幅広い意味での温暖化対策をどうするんだというところにつきましては、引き続き、環境基本計画の改定の議論の中でさせていただければと思っております。

小早川部会長 3R みたいな話は、気候変動対策でないとは言えないと思いますが、どう位置づけますか。

小沼副参事 3R 等につきましては、一方で議論していただいている基本計画の改定の場でもご議論いただいているところございまして、今回、環境確保条例ということであれば、3R、廃棄物の問題については対象になるのは難しいところがございます。

市川委員 これは意見です。先ほども出た話ですが、2 ページの「気候変動対策の意義」というところで、意義の第 1 の、都民の生命、財産、健康を守るというところが、条令改正の視点の中では、二酸化炭素削減というところに集約をされるわけで、そのところがいまひとつピンとこないんですね。都民がこれだけ大変な影響を受けるというところを実感していないという現状がある、それを都が都民の人たちにわかってほしいという気持ちはわかるのですけれども、先ほど、都としての取組のマッピングのようなものを入れてほしいという意見が出されましたが、私もそれに賛成で、東京が直面する最大の脅威であると言っているのであれば、都民が最大の脅威というのは、自分たちの生命、財産、健康というところまで現状で十分に認識していない状況であり、それがまた、現状の日本の国の温暖化問題を捉えるに当たっての課題だと思うので、このところをもう少し、気候変動対策といったときに、二酸化炭素の問題だけではなくて、都民の危機を救うために都としてこういうことを用意しているというのをマッピングのような形で見せいただけるとわかりやすいかなと思いました。

小早川部会長 先ほどの防災、減災の話とも合わせてお答えいただけますか。

長谷川部長 48 ページの「今後の気候変動対策の展開に向けて」の中で、3 番として「気候変動対策のさらなる展開」ということで、条例化を検討する事項を現に実施するに当たっても、さまざまな施策により複合的にバックアップして、より高い削減効果を引き出していかなければならない、その前提として普及啓発活動ということもございまして、その中には、温暖化の脅威の問題とか、そういうことも含まれると思います。

また、この分科会の議論の結果としてというのはなかなかそぐわないので、参考資料として、東京都の取組の概要という全体像をお示ししておりますが、48 ページにありますよ

うなご意見をいただいて、私どもとしても、温暖化の全体像を示していく、あるいは適応策の位置づけなども含めて示していくことが必要になると考えております。

岸委員 膨大な記述は全く要らないので、マップができればよろしいだけで、この文書の2ページを見ると、IPCCの「シンセティック」レポートの骨格がそのまま訳されていると僕には見えるんですね。

IPCCの危機感というのは、温暖化が進んで、貧しい地域が大変なことになるとか、いまにも大洪水が来て大変になる、それが世界の危機感でありますので、炭酸ガスをすぐ減らさなければだめという、減らさなきゃいけないんですけど、IPCCの視点はそうじゃないんですよ。今、完全にとめたところで、この動向は変わらないから、みんな生命、安全を守るためにアダプテーションをしっかりとやろうというのがIPCCの基本なので、ちょっとトーンが違うんですよ。IPCCを受けて書くのであれば、それでサラッとこなしちゃってよいので、そのうち、先進国の義務として、炭酸ガス削減を本当にやるんだと。

荒川の江東三角地帯の人たちの大水害の危機というのは、世界の危機と近い危機感なので、そのミスマッチが気になるんですよ。頭にIPCCが来ているんだけど、IPCCの焦点は、今、炭酸ガスを減らすことが、減らさなきゃいけないんですが、最大限の、それが危機というのではないんですね。そのミスマッチ。

もしIPCCふうに言うんだったら、気候変動は異常気象の頻発、食糧生産の困難、飲料水の枯渇、海面上昇による居住地の喪失、生物多様性の喪失というのが、国際的にはきわめて大きいので、そこを整理して整合性を。膨大な文章は要らないんです。先進国の先端都市の義務としてしっかりとやるぞと。

炭酸ガスをこれから東京都民が一生懸命抑えると、荒川の水害がすぐとまるということではなくて、それはそれで危険としてどんどんでかくなっちゃうので、ある意味でいうとデカップリングしないとイケないんですよ。その記述です。うまくマップをつくってもらいたい。

大野部長 適応策の話につきましては、環境基本計画のご審議をいただいたときに、「中間のまとめ」のご審議をいただいたときに原沢委員からもご指摘をいただきまして、適応策については急速に、この間、国際的にも議論が強まっている、そういう感じからいうと、「中間のまとめ」の原案についても不十分なので強化するよというご指摘がありまして強化をいたしました。ですから、適応策については非常にわかっているつもりでございまして、それについては記述を修正したいと思います。

ただ、IPCC の焦点が適応策にあるのであって、CO2 削減ではないということはないと思いますので、それが一番大きな問題であると思っていますので、その点についてはそういうふうに記述をしたいと思っています。

原沢委員 IPCC は、今お話があったように、両方大事だという視点ですよね。適応策をやっていけばいいかということ、そうじゃなくて、限られたお金と限られた人をどううまくやっていくかという話が一つと、貧しい国の影響は甚大なものですが、先進国でさえも温暖化の影響を受けているということもあるので、その辺は IPCC のエッセンスをうまく盛り込んでいただければと思います。

小早川部会長 今いろいろご指摘いただいたので、それを踏まえて、直せるところは直してください。

全体について、あるいは総論的な部分について、なおあるかと思いますが、また最後にご発言いただくことにしまして、第4の個別事項の内容に入りたいと思いますが、最初に7ページの「地球温暖化対策計画書制度の強化」のところで、先ほど末吉委員からご発言がありましたのでお願いします。

末吉委員 10ページのウのところですが、排出量取引の対象を広くとると書いてありますが、さっきもお話があったとおり、国とか、他のマーケットができたときに、取引の対象になるものの融通性とか、そういうのは無視して、東京都だけでもこれはやるんだというようなものとか、その辺はどういうぐあいに考えているんでしょうか。

大野部長 われわれも、早く国が制度の構築を具体化して、真剣にそういうことを悩まなければならない時期が来ることを期待しているわけですが、なかなかそうならないというのは困ったものだと思っています。

現状におきましては、東京におけるCO2削減、温暖化ガスの削減を進めていく上で、特に有害なものについて対象にしていくということですが、今後具体化が進んで、国とか海外との取引が具体化していくような段階になれば、そういう状況を踏まえて、必要な共通のルールとか、そういう調整はしたいと思っています。

末吉委員 ぜひ議論していただきたいのは、国際的に流通するような商品をつくっていくということも非常に重要だと思いますが、東京都内で20年までに25%削減という大きな目標を立てているわけですから、その目標達成のためには、東京のローカルな、リージョナルな削減でもいいという発想があると思うんです。それを東京のローカルのマーケットの中でちゃんとお金が回るようにとか、流通ができるようにするのも、場合によっては非

常に重要になるような気もするんですね。

国際的に流通する商品郡とローカル商品の二つ、二階建てみたいにして、二つのグループでつくっていくのか、全部リンケージを求めて、どこでも売れるようなものにしていくのか、その辺のところはいろいろ議論があってもいいような気がするんですが。

大野部長 東京におけるCO₂の削減コストと、例えばCDMのようなものを導入する場合の削減コストはだいぶ違いますので、確かに同じような流通にはならないと思います。その辺につきましては今後、制度を、基本的な考え方が固まった後に、具体化する中で、いろいろなフロー、ガイドラインなどをつくっていきますので、そういう段階で検討してまいりたいと思っております。

坂本(雄)委員 私は建築専門なので、それに関連した質問で。

後ろの参考資料1で、地球温暖化対策計画書制度のフローが出ていますが、この中で随所に見られるんですが、第三者機関、すでにいろいろ議論がされているのかもしれませんが、私はきょう初めてこの資料を目にしましたので、認定する第三者機関についてどのくらいイメージが固まっているのか、権限をわりあい持つところだと思いますが、東京の場合は工場よりは、いわゆるビル系のものが、かなり大きい事業所になってくるんじゃないかと思いますが、すでになっているんでしょうけれども、そういう場合に、ちゃんと認定できる能力を持った人がどのくらいいらっしゃると思っているのか、あるいは、認定する人のための資格者制度を設けるのか、そのあたり、ここがうまくいかないと、例の偽装の問題みたいなものが当然起こり得る可能性がございますし、この制度全体が沈没しちゃうと思いますが、どういうぐあいにお考えなのかということをお聞きしたいと思います。

棚田副参事 第三者機関のイメージということでございますが、ペーパーにも書いておきましたが、例えば排出量の報告フローのところでございますが、「排出量や削減量の検証能力を有する機関など」ということで、例としましては、京都議定書等々で集計等をやっていたらっしゃるような機関などを想定しております。

具体的にどういった能力、資格を要求していくのかということにつきましてはですが、専門家等の意見を踏まえましてガイドラインをつくってまいりたいと考えているところでございます。

富田委員 前回の分科会でも述べさせていただきましたが、このキャップ・アンド・トレードの制度は、対象となる事業所にとって非常に強い規制であるということの認識はみんなが共通して持っているものだと思います。であるならば、公平なキャップの割り当て

がポイントじゃないかと思うわけです。

ステークホルダーミーティングでも、産業界から、公平な制度になるのかどうかに関して懸念がずいぶん出ていたわけで、今回の「中間のまとめ(案)」の中で、定性的にこういう配慮をしていきます、取組が進んでいるところには一定の配慮をするということとか、あるいは事業廃止とか工場閉鎖をしたようなところに対してはメリットだけを与えるようなことはしないというようなことは書かれてはいますが、具体的にどういうふうにするから公平なんだということに関してはまだ説明が十分されていないのではないかと思います。

産業界が懸念しているのは、公平なことを考えていただけることに関しては疑問を持つものではないけれども、具体的にそれをどういうふうにするのかということに関して不安を持っているのだと思います。その不安を解消しないで、キャップ・アンド・トレードのほうで公平だというのはちょっと言い過ぎではないかと思います。

審議会の委員の皆様の中にも、排出量取引制度を導入すべきだというご意見をお持ちの方が何人いらっしゃるとは思いますが、公平に割り当てができるかどうかということに関しては、この制度の最大の課題だと思います。

9 ページのウで、排出量取引制度は公平な制度であると言い切ってしまうのは無理があるのではないかと。課題は課題として認めていただくべきではないかと思います。

大野部長 ここで書かせていただいているのは、ステークホルダー会議でもご議論いただいた部分であるわけですが、一番大もとのところは、CO₂ の排出総量をどうやって実際に減らしていくかということがあるわけですが、自主的な枠組みでそのままいくのか、削減義務、何かの義務的な枠組みをつくるのかというところが一つの大きな議論ということになります。

私どもの認識は、現状のような自主的な枠組みのままでは、どうしてもやらない者が残ってしまうという意味において、根本的な不公平が残る制度であると考えています。そうではなくて、やらない者がいない制度が必要であるということでありまして、その点において公平さがあると思っています。

大きな意味では公平である排出量削減義務をどう具体化していくかにおいては、その中でどうやって具体化していくかという点で、いろいろな経験が海外でも積み重ねられていますし、われわれも、いままでの制度の運用の中でいろいろな実績を持っておりまして、それを生かして、できるだけ公平なものにしていくということは確かに課題だと思っております。

富田委員 公平な扱いを考えますということに関しては全く疑いを持っているわけでは

なくて、その具体策がやはり課題だと思います。

自主的な取組では不十分で、何らかの規制が必要だということですが、これはこの分野だけのことでなくて、ほかのところにもかかわってくるわけですが、総排出量の 2 割のところだけこれだけ強烈な規制をかける、義務を課すということ、それ以外の 8 割のところについては、いろんな対策は考えられるわけですが、自主的な取組にゆだねられているという印象も受けるわけです。それ自体も公平かどうか、分野間の公平性のところについても課題ではないかと思います。

大野部長 そこはかなり根本の議論に戻ってしまうような気もするわけですが、前にもお示しをしたとおりでございますが、大規模な排出事業者はそれに応じた責任があると考えているわけでございます。

確かに 2 割ということですが、産業・業務部門、特に東京において増加が著しい産業・業務部門については 4 割を占めている、しかも、一つの事業者につきましては平均で、一般家庭約 3,300 世帯分の CO₂ を排出しているということでございますので、これについては、ほかの対象よりも強い枠組みが必要であると考えております。

それ以外につきましても何もしないということではございませんで、ご議論いただきましたように、中小につきましても新しい制度を導入しますし、きょうご議論いただきましたように、自動車の分野についても、努力義務とかあるいは計画書制度というものでございますが、枠組みを入れていくということで、それぞれの責任の大きさ、特徴に応じた制度をやっていくということで、十分に、どの部分も、東京においてあらゆる主体が削減に対する強化をしていくという意味では、公平な、バランスをとれたつくりになっているのではなかろうかと思っております。

富田委員 公平かどうかというのは、当事者がどういうふうに思うかということによるのではないかと思います。

今回、キャップ・アンド・トレードの義務を課そうという対象事業所の産業界自体が、公平かどうか非常に心配だと申し上げていることに関して、それは受けとめていただいたほうがよろしいのかなと。

「中間のまとめ」の中には、その他の意見等ということについていろいろ書かれているわけですが、公平性についての議論があったというところは残ってないですね。本文の中に、公平な制度であると言い切られているところに関して私は違和感を感じています。

原沢委員 経済的なメカニズムあるいは経済的インセンティブは非常に重要だと私自身

は思っています、そういう意味で、排出量取引とか、今回、CDM 関係はその他の意見として入ったんですが、排出クレジットをどう使うかみたいな話は今、国レベルでは非常に重要な 이슈 になってきてまして、私自身は排出権取引を使うのは、将来的に考えるとあまりよくないんじゃないかという意見ですが、お願いは、第三者機関でのガイドラインをつくる際に、経済的なインセンティブとしての、排出量取引とか排出権のクレジットの使い方とか、その辺を東京都のレベルでしっかりまとめていただいて、国のほうに発信していただきたいと思います。

経済的な動向とか、いろいろな情勢において、最後、排出権で何とか間に合わせようという傾向が見え始めてきていて、東京を持続可能な発展社会あるいは低炭素社会にしようと思ったら、それ以外の実のある対策を打っていかないとそういう社会にできないと思うので、東京都が先行的にこういった取組をされるのは非常に重要なことだと思いますので、これを機会に、経済的なインセンティブについては、いろいろな問題点もあると思いますが、使い方も含めてうまくまとめていただければと思います。コメントといたしますか、お願いします。

小早川部会長 今のご意見は、この「中間のまとめ」のどこか具体的に……。

原沢委員 そういう意味ではなくて、ガイドラインをつくられるということだったので、そういう中でぜひ加えていただければと。

小早川部会長 じゃ、そういうこととして。

先ほどの富田委員のご発言に対してはどうですか。関連のご発言があれば。

末吉委員 9 ページに、実効的、効率的かつ公平な制度と書いてありますね。ここに、透明性の高い制度と入れていただきたいと思います。

自主規制は、外に対する透明性が非常に低いと思うんですよ。ですから、透明性の高さを保つことによって、より広い観点からの公平感を確保していくということではないかと思います。

公平かどうかというのは、だれが何を公平と思うかということで非常にばらつきが出てくると思いますので、社会の制度で、全員が全部公平だと思うのは原理的にないと思うんです。ただ、それを確保するのは、透明性を高くして、中身がこうなんだ、こういうことをやっているんだということが確保されることによって、公平感の高さ、より公平が強まることを確保するだろうと思いますので、ぜひ透明性の高い制度であるというのをに入れていただきたい。かつ、そのことをぜひやっていただきたいと思います。

富田委員 公平性のところに関連することですが、12 ページの「削減義務水準」のところ、なお書きとして書かれているところがありまして、「制度開始後に新たに対象となる事業所の参入などにより」ということで、業務・産業部門の温暖化ガスの排出総量が増加することのないよう、対象事業所の削減義務水準を設定すると書かれているわけです。

ということは、新規の建物あるいは産業が出てきた場合、既存の事業者も合わせて削減しなくちゃいけないと読み取れますが、解釈が違いますでしょうか。

業務・産業部門の温暖化ガスの排出総量が増加することのないようにというのと、この分野において、あるいは対象事業所である大規模の人たちで全体でもキャップをかぶせるという理解になりますが、違いますでしょうか。

棚田副参事 私どもが考えているのはあくまで対象事業所単位の削減でございます。

ここに書いておりますのは、対象事業所だけでやった場合に、新しく入ってくる、新規に対象となる事業所が全く野放図でいいか、そうではないでしょうかということを書かせていただいた部分でございます。

富田委員 業務・産業分野の温暖化ガスの排出総量が増加することのないようにということだと、この部門の排出総量が決まるとしか理解できないのですが。

大野部長 この点は前回の審議会の場でもご議論いただいたと思いますが、既存の事業所に削減義務を課すだけでは、次から次に新しい参入があった場合に全体がふえてしまうのではないかと、それではおかしいのではないかとのご意見を、審議会の複数の先生からいただきました。その趣旨を踏まえて記述をしているものでございます。

富田委員 そういうことでしたら、そういう意見を言われた先生方にも質問したいのですが、部門でふえるからといって、既存の事業所に義務を新たに課すということに関しては公平な制度と言えるのでしょうか。

大野部長 新たに課すということは申し上げていないわけですが、現在は2010年からということでスケジュール的に予定をしているわけですが、その前に、先ほどフローで示しましたように、先に義務水準を提示するというのがございます。提示をするときにどのぐらいの義務水準が必要かということを考慮するときに、今後どれぐらい、東京においては新規参入があるだろうかということ想定をして設定をするということではございません。

富田委員 わかりました。時々刻々変わっていくものじゃないということかもしれませ

んが、新たに東京に進出する企業あるいは事業所を全体として、業務・産業分野として総排出量にキャップをかぶせるという考え方には変わりがないということですよね。

大野部長 全体にキャップをかぶせると申し上げているのではなくて、新規の参入もあれば退出もごさいます。全体にそれを見積もった上で、既存の事業所にはどのような水準の削減義務を課せばいいのか、あるいは新規に参入するものについては、その点のバランスを考えて、新規についてはどのくらいのものが必要かということを考えて、全体として産業・業務部門でCO₂を減らしていく必要があるということを行っているわけです。

富田委員 それでも、部門としての総排出量は限度があるとお考えということですよ。

大野部長 東京全体の全部門を合わせて、2020年に2000年度比25%減らそうというのが大きな目標です。これを前提にしていますので、その中で、どの部門がどの程度ということは次の課題なわけですが、一定のものについては、この制度だけでやるわけではありませんが、産業・業務部門も、それにふさわしいシェアを果たしていく必要があるということでごさいます。

小早川部会長 将来の増減も見込んで、分野ごとのシェアをあらかじめ決めていくということではありますね。

大野部長 個別の事業所の場合には一定の強制力のある削減義務になるわけでごさいますが、今、私が申しました、25%を、例えば家庭部門でどうこうとか、交通部門でどうこうとなっていくわけでごさいますが、家庭部門で何%と決めても、家庭部門に何%義務を課すことは法的に意味がございませぬので、それは目標として、そこに向けていろいろな施策を実施していくことになるかと思ひます。

小早川部会長削減義務水準を、法的意味のある水準を決めるためのファクターとして、そういうものが入ってくる。透明性を加えるというご指摘もありましたが、そういうことも踏まえて。

公平さについては、確かに幾つかの、少なくとも二つ以上の公平さが問題になるだろう。制度として、公平たり得る制度であると胸を張って言えるレベルというものもある。実施が公平になされるのか、どのような意味でそれが担保されるのかということについて当事者の不安がないわけではないということは理解ができるのですが、行政としていえば、それぞれの関係者、相手方がそれぞれ性質が違う、性質に応じた施策しかとれない、ということもある。全体を横断的に各グループごとに比べて、公平だということがどこまで言えるかという問題はあつたわけですよ。その場合に、特定の分野が、自分のところだけわり

を食ったという感じを持たないように、行政としては、全体として汗をかかなければいけないのだろう。その辺の感じがうまく文章に出るかどうかということですね。ご検討いただきたいと思います。

ほかに、排出削減義務、キャップ・アンド・トレードの点についてご発言ございますか。それでは、第2の中小規模事業所について何かございますでしょうか。あとはまとめていきたいと思います。個別の点で何かありましたら。いかがでしょうか。

坂本(雄)委員 3番目の地域におけるエネルギーの有効利用に関する計画制度、まだよく読んでいないんですが、19ページの下の方で、現在の地冷のエネルギー効率の頻度分布、件数が出ています。破線の左側の部分は、現状でものすごい効率の悪い地冷なんですね。こういうのを一刻も早く直すことが、新たな地冷に建築主が入るよりも重要なことなんです。これについての有効な対策はどういうふう考えられているのかという質問ですが。

山本課長 環境配慮事業課長の山本でございます。ご質問につきましては、23ページあたりに対策をまとめてございます。問題意識としては、効率の悪い地域冷暖房もございしますので、そういったものの改善をどうやって促していくかということで書いてございます。

現在も地域冷暖房の区域の指定を行っておりますが、指定の仕方を変えていこうということで、23ページの下から24ページにかけて記述をしております。今後は東京都としてお墨つきを与えていく、地域指定をしていくものは、基準としてはトップランナーレベルのものに限定をしていこう、そういうものに誘導していくための手法として、基準の強化をそこで図っていこうと思っております。それによって、イで区域指定の効果と書いておりますが、現在、区域指定をしますと、その中の建物所有者には、地域冷暖房への加入、熱供給を受け入れる検討義務を条例で課しておりますが、そういったものが、指定を受けられないとなくなっていくことになりますので、そういう仕組みを使って改善を誘導していこうと考えております。

カでは、情報公開をしていこうとしております。カ(イ)ですが、エネルギー供給実績をわかりやすく公表していくことによって、性能の劣るものに対してより改善を促していくような形をとっていこうということで、今回の制度改正の項目として入れております。

坂本(雄)委員 わかりました。どうもありがとうございました。

牛島委員 2の中小規模事業所ですが、今回載っていないんですが、以前の資料では、計量法で換算するというような規定があったと思いますが、それが今回、この中ではないと思いますが、ここの問題として、例えば太陽光発電の昼間の自家消費の部分は、従来、検

定を通ったものを使っていないことが多かったそうですけれども、そういうものはエネルギー消費をしたけれども CO2 を出していないということで削減量とみれるとなれば、太陽光の促進になるんじゃないかと思いますが、そういう意図もあって外したのかなと。

削減のところではカウントするなり、もしくは対象者の中で、定義に当たる、原油換算で 30 キロリットル以上なりについて、本来であればエネルギーを使ったんだけれども、太陽光だから、その部分は削減をした、本来だったら定義対象者だけれども、太陽光でやったんだから CO2 ではなくなったので、本来、対象者であっても、その部分を削減したという見方でできるのかなと思っています。計量法でカウントしたものと、従来型の計量検定を受けていない太陽光の自家消費は外れてきてしまうと思うので、計量法の除外を、条例のレベルじゃなくてもいいと思うんですが、従来型の太陽光については除外と。

今後、グリーン証書化などをするに当たっては、やはり販売をすることになるので、検定を受けたものでないといけないという方向になるんだろうとは思いますが、計量法で精神でなっていくのかなと思いますが、機器がそういうものに対応してくる状況を見てからにするほうが望ましいだろう。従来の太陽光敷設者の努力を認めて、グリーン証書も、計量法の適用除外みたいな形でしばらく認めていったほうがいいかなと思いますので、この方向性には賛成ですが、意識的にやられたのかどうか確認したいと思います。

小川副参事 都市地球環境部の温暖化対策担当副参事の小川でございます。

前回の議論をいただいたときに、対象の事業所さんになるかどうかということで、継続されているものは継続して、ある部分で足し上げていただいて、未把握のところは少なからず出るだろうということで、その部分は延べ床面積とうから、前回、デフォルト値という言葉も使っておりましたが、ちょっとわかりにくいところがございまして、延べ床面積等から知事が設定した標準的な量ということで、これを足し上げて、例えば 3,000 キロリットル以上になればということで記載させていただいていたところがございます。

前回、ご議論のご指摘の中で、そういうことであれば、あえて、計量法で云々ということではなくてもいいんじゃないかというご指摘もいただきまして、今回、外している状況でございます。

太陽光発電云々とか個別の話ではございませんで、全体の考え方として、ここでは削除しているという状況です。

堀委員 自動車のところで燃料の話ですが、燃料で CO2 を減らそうと思うと、バイオマス燃料の有効利用は十分理解できるんですが、バイオマス燃料については量がかなり問題

になりまして、エタノールの場合には全国展開になる可能性があると思いますが、ディーゼル用のバイオディーゼル燃料に関して、今、地産地消といいまして、とったところで使ってしまうということが基本的な流れになってきております。

東京都としてバイオディーゼルを用いてデモンストレーションをやっていくというお話ですが、地産地消という考え方からすると、バイオディーゼル燃料を東京都としてどのように確保するんだというようなお考えがあるのでしょうか。

村山課長 自動車公害対策計画課長の村山でございます。

バイオディーゼル燃料の地産地消という考え方につきましては、これからいろいろと勉強させていただきたい部分がございますが、一つには、すべて輸入に頼るという形ではなくて、例えば廃食用油とか、そういったもろもろのものも検討材料にした上で考えていきたいと思っております。

そういった意味で、これから考えをまとめさせていただくということで、地産地消が世界的潮流であるということも踏まえて、これから検討させていただきたいと思っております。

小早川部会長 ほかにいかがでしょうか。

それでは、個別の項目についても幾つかのご指摘をいただきましたけれども、改めて全体を含めて何かございますでしょうか。

富田委員 3月末までの全体の取りまとめに関することですが、個別の内容に関して、その他の意見ということで整理がされているわけですが、最終的には、その他の意見というのはこういうような形で残るのか、あるいは本文への反映を検討されるのかどうかを教えてください。

もう一つは、参考資料 1 ということで、別添でつけ加えていただいた、全体の主な対策という整理ですが、非常にわかりやすい資料だと思いますが、それぞれの分野においてどのくらいの効果を見越しているか、今後の検討と部長はおっしゃられましたが、それについては、3月末の取りまとめの中ではある程度触れられることなのかどうかを教えてください。

小沼副参事 各先生方からの個別意見等の取り扱いでございますが、この後、「中間のまとめ」という形でまとめさせていただいてパブリックコメントを出します。そのときには、先生方でさまざまなご意見があったということ踏まえて、都民の方から意見を募集したいと思っておりますので、現在の形で提案させていただきたいと思っております。

審議会として、その後、最終のまとめの段階におきましては、制度の構築に当たったのご意見ということですので、その他意見等、反映できるものは反映するし、制度の方向性からは違う形で抜けていくものがあるかと思っております。

部門別の削減目標の話でございますが、もう一方の環境審議会でご議論いただいております環境基本計画で、現在、「中間のまとめ」を出ささせていただいて、最終のまとめに向けた議論をしていただいている段階でございます。そちらにおきまして、各部門別の目標が、東京都全体のCO2削減目標25%に向けてどういった寄与をしていくのという数字を、今後、部門別の目標数字を出していくとお約束させていただいておりますので、今後の議論の中でそれを提示していきたいと思っております。

本日さまざまなご意見をいただいておりますので、「中間のまとめ」の、次回総会に向けても記述のほうを直していくところは、先生方のご意見を、また改めて意見として加えていくものもあろうかと思っております。

富田委員 部門ごとの取組の、期待できる効果的なものについては基本計画のほうでということですが、タイミング的には、3月末のまとめに間に合うということでしょうか。それが質問です。

もう一つ、その他の意見のところをこういう形でパブコメに付すということであるならば、公平性のところに関しては、産業界から、具体的な公平性担保ということに関して懸念があるということについては、ぜひ意見として入れておいていただければと思います。

小沼副参事 後段の部分については確認して入れさせていただきたいと思っております。

分野別の目標でございますが、今後、基本計画の策定のほうが、年明けに、最終のまとめに向けて議論を再開いたしますので、それに向けて、条例改正の最終答申には十分間に合う時期に提示していきたいと思っております。

岸委員 公平にかかわることですが、総量削減と排出量の取引は私は必要と思っております。それを公平な手段で進めると言い切るのか、公平公正な手段で進めると言うのか、あるいは公正な手段で進める、英語でいうとフェアとエクイタブル、どういうふうに使分けられるかわからないんですが、東京都において、例えば公平と公正の使い分けというのはあるんですか。特にないのであれば僕は何の異議もないんですが。

公平というと、イメージとしてきわめて定量的な感じがしてしまって、公平と公正という言葉の定義をしていないのであれば、私は今の表現で何も異議はありません。

小沼副参事 正確な用語の使い方について、私どもは調査をして、変な誤解を与えない

ような記述にしたいと思っております。

小早川部会長 英語で言うとどっちがどうなんですか。

岸委員 公正というのはフェアじゃないですかね。エクイタブルというのは公平だと思いますけど。例えば生物多様性条約なんかは、生物多様性の保全、持続可能な利用の後に、そこから上がってくる利益のフェア・アンド・イクイタブルなシェアというのを明言していますので。

今の京都議定書のラインのいろいろな議論は、公平な方策によって先進国が削減努力をしているのか、あるいは、あれを公平というんじゃないで、公正なものなのか、ちょっと混乱させるようですが、議論していくと、とどのつまりは、定量性で厳密にはかって、どっちがどっちというんじゃないところがどこかで出てきてしまうので、それも含めて公平と言うと言い切ってしまうのでよいような気がしますが、いろんな言葉づかいがあるというのを、根本的なところで配慮されたほうがいいかなと思います。

大塚委員 言葉の問題なので、そういうことはここで議論したいとはあまり思っていないんですが、一応申し上げておきますと、エクイタブルのほうは「衡平」と書くのが、国際環境法ではよく使っている話で、「公平」はフェアネスとして使うことが多いです。ですから、これはフェアネスのことを言っているんだろうと私は受け取っております。

岸委員 であればよろしいですね。

小早川部会長 そういう整理でいいですかね。事務局はもう一度よく考えて、次回までにははっきりさせてください。説明がきちんできていればそれでいいと思いますが。

福川委員 その他意見等というのがあるのが不思議なんですけど、産業界にそういう懸念があるということを書くべきであるというご指摘ですが、これはあくまでも審議会が出すものでありますから、ステークホルダー会議にはあらゆる意見が出ているわけで、それを全部、その他意見等に入れていては、審議会で審議している意味が全くなくなると思います。

ですから、もし書くとすれば、この審議会の中で、委員の方からそういう主張があったということであれば入れてもいいと思いますが、そうでないならあえて入れる必要はないと思います。

富田委員 ステークホルダー会議でそういう意見があったということを入れてくださいということではなくて、環境審議会の委員として私が出ておりますので、ぜひ入れていただきたいということです。

小早川部会長 そこは確認いただいたとおりですが、福川委員がおっしゃられた、その他意見等、これは、差し当たりはパブコメのために、対象である都民の皆さんが論点がわかりやすいように、ということだと思いますが、それにしても、パブコメに出すもの自体も、この特別部会でこれでいいということにして次回の審議会でもこれでいいということになればそこで出すというわけですから、その中身がどちらを向いているのかわからないということでは困るだろうと思います。

その他意見の中には、条例の改正に当たっては特に盛り込まなくてもいいけれども運用に当たってそういう考え方でやってくれという種類のものはたくさんある、そういうものを載せてもちっともおかしくないと思いますが、両論併記のようなものになるとどうか。特別の扱いで載せていいかどうかというようなことが問題になると思います。

富田委員のご意見は、伺っているところでは、これが本当に公平な形で実施されることを何とかきちんと担保してほしいというご意見だろうと思いますので、公平ではない制度だとおっしゃっているわけではないと思いますから、その辺は、その他意見のところに盛り込むとしても、表現を十分慎重にお考えいただく、場合によってはすり合わせもして入れるということかと思います。その他意見に何でもそのまま入るということではないと思います。ほかにはいかがでしょうか。

市川委員 参考資料 1「都の気候変動対策の概要」の、家庭部門の消費生活のところ、「省エネナビなどの普及」という言葉が使われているんですが、消費生活といったときに、「省エネナビなど」と言っているのでもいろんなものが含まれると思うのですが、省エネナビという項目を出すのが適切なのかなというのが疑問です。

環境基本計画の「中間のまとめ」の中にはいろいろな項目が出てきたと思いますが、特に環境に配慮した商品とか、商品選択というあたりのことを、消費生活という言葉からすると、消費者が物を買うという視点での対策のところに入れていただけるといいのかなと思っております。

小早川部会長 この参考資料はご説明がありましたが、ここでの成果物ではないですね。今のご指摘がありましたので、そこは都のほうでお考えいただければと思います。

全体にわたって、また、個別の点でも、多数の貴重なご意見、ご指摘をいただきました。時間が参りましたので、きょうの審議はこれで閉じたいと思います。長時間熱心にご審議いただいてありがとうございました。それでは事務局のほうに。

山下課長 ご審議ありがとうございました。次回ですが、今月 12 月 21 日、金曜日の午

後 5 時から予定しておりますが、環境審議会の総会を開催したいと考えておりますので、年末のご多忙中のところとは存じますが、ぜひご出席いただきますようお願い申し上げます。

総会では、本日ご議論いただいた意見を踏まえまして、本日提出させていただいた資料の必要なところは修正をさせていただいて、事前に部会長のご確認をいただいた上で、「中間のまとめ」という形でご審議いただきたいと考えてございます。

部会長からお話しございましたが、本日、ご意見を伺えなかった部分につきましては、本日ご欠席の方にも別途ご連絡させていただきますが、ご欠席の方も含めて、時間のないところ大変恐縮ではございますが、今週末の 7 日、金曜日までに私ども事務局までメール等でご意見をちょうだいできればと考えておりますので、よろしくようお願い申し上げます。

これをもちまして第 2 回環境確保条例改正特別部会を閉会とさせていただきます。まことにありがとうございました。

午後 8 時 01 分閉会